(ii)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
(iii)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役
(iv)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
４）組合の理事
５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者
(ロ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
(ハ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
(11)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　優先交渉権者の選定に関する事項
(1)　技術提案の評価に関する基準　本工事は、鹿児島東西道路事業（Ｌ＝3.35㎞）の一環として、東西トンネル（下り線）延長2,319ｍの新設工事を行うものである。
本工事はシールド工法による施工であるが、技術的難易度が高く、施工者独自の高度で専門的な工法等を活用する必要があることから、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、以下１）、２）①～③の提案を求めるものである。
１）技術協力業務の実施に関する提案：20点
２）施工に関する提案
①　市街地部における沿道環境への影響最小化に有効な施工計画の提案：30点
②　地中障害物の安全・確実な切断工法等の提案：30点
③　地中拡幅の工法等の提案：30点
(2)　技術提案書について、ヒアリングを行う。
(3)　優先交渉権者の選定　競争参加資格があると認められる者で、上記３(1)による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
(4)　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数いる場合、下記のとおり優先交渉権者を選定するものとする。
九州地方整備局における一般土木工事の有資格業者名簿の上位者
なお、共同企業体の場合は、代表者の順位とする。
(5)　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施する。
(6)　技術提案の履行に関する事項
受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講ずることがある。
ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めによらない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

4　担当部局
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号（福岡第二合同庁舎）九州地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話092―471―6331㈹（内線2534）

5　説明書の交付及び申請書の提出に係る事項
(1)　説明書の交付
①　交付期間：別表１①に示す期間。
②　交付場所：上記４に同じ。
③　その他：電子入札システムにより交付する。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに４の担当部局に連絡すること。
(2)　申請書等の提出方法
①　提出期間：別表１②に示す期間。
②　提出場所：上記４に同じ。
③　提出方法：
(ア)　電子入札の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が３ＭＢを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。
(イ)　紙入札方式による場合　提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。
(ウ)　申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。但し、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

6　その他
(1)　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2)　契約保証金
１）技術協力業務　免除
２）建設工事　納付（保管金の取扱店　日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　九州地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
(3)　提出する技術提案書　提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。
(4)　配置予定技術者と建設業法第７条第２号又は第15条第２号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認本工事が建設業法第26条第３項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。
(5)　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
(6)　手続きにおける交渉の有無　無。
(7)　契約書作成の要否　要。
(8)　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有。（随意契約により締結する予定の工事の範囲等は別冊図面を参照。）また、随意契約により締結する予定の当該工事に直接関連する他の工事の契約においては、当該工事において認められた上記３の優先交渉権者の選定に関する事項の技術提案を引き続き実施するものとする。
(9)　関連情報を入手するための照会窓口　上記４に同じ。
(10)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、選定の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。